

第43回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和5年1月10日（火）

開会 午前10時00分

○楠本課長代理（司会） お待たせいたしました。定刻が参りましたのでただいまから、第43回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業課2課まち美化担当課長代理の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席を頂いております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、今回は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から、お配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

また本日は、時事通信社様が取材に来られており、撮影を求められております。報道関係の皆様には、あらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

まず、本日、小谷委員につきましてはウェブでの参加になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。本年もよろしくお願いいたします。

○楠本課長代理（司会） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員 小谷でございます。ウェブでの参加になっております。よろしくお願いいたします。

- 楠本課長代理（司会） 近藤委員でございます。
- 近藤委員 近藤です。皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしく
お願いします。
- 楠本課長代理（司会） 佐々木委員でございます。
- 佐々木委員 佐々木でございます。本年もよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川でございます。本年もよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。今年も引き続き、どうぞよろしくお願ひします。
- 楠本課長代理（司会） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
環境局局長、堀井でございます。
- 堀井局長 堀井でございます。本日は、新年早々、ご参集賜りまして、本当にあ
りがとうございます。本日どうぞよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 環境局事業部長、川島でございます。
- 川島事業部長 川島でございます。本日もよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 環境局事業局まち美化担当課長、木村でございます。
- 木村まち美化担当課長 木村でございます。今年もよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） また、関係局につきましても、出席させて頂いておりま
す。
健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村受動喫煙防止対策担当課長 岡村でございます。本年もよろしくお願ひいた
します。
- 楠本課長代理（司会） 消防局予防課副課長、松田でございます。

○松田予防課副課長 松田です。よろしく願ひいたします。

○楠本課長代理（司会） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。

○池松企画運営担当課長 池松でございます。本年もよろしく願ひいたします。

○楠本課長代理（司会） なお、危機管理室につきましては、本日所用のため欠席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、効果的な普及啓発方法についてと記した説明資料でございます。また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしく願ひいたします。

○青木委員長 皆様、改めて本年もどうぞよろしく願ひいたします。

昨年は、たくさんの委員会を開かせていただきまして、たくさんの議論を頂きました。今年は、具体的な喫煙所の設置や周知啓発を進めながら、動きながらさらに意見をこちらのほうで様々に出して頂くという年になりますので、引き続きいろいろご苦勞はあると思いますが、どうぞよろしく願ひいたします。

本日は、先立って先程司会のほうからもご説明ありました。時事通信社の方が参加されて撮影の許可を求めておられますので、許可いたしたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

前回に続きまして、効果的な普及啓発ということにつきまして、前回いただいたものにさらに加えまして、本日事務局からいろいろな情報もいただいておりますので、さらにこれを踏まえてご意見を戴きたいと思っております。

前回、参加頂けなかった委員の皆様にも、前回のことも含めて、いろいろご意見を

戴ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では今日は、一応4つに区切っておりまして、他都市の状況と喫煙者の状況や過料徴収処分の状況、そして、ターゲットや時期を絞った啓発方法の検討になりますが、まずは1番をご報告頂いた上で、ご質問やご意見を戴こうと思っておりますので、資料の1につきまして、事務局からどうぞよろしくお願いいたします。

○木村まち美化担当課長 資料の1番の他都市の先行事例調査についてご説明します。

こちらは、既に東京都で、全域を禁止している区部がございます、そちらの今の状況と、実際に全域を禁止したことで、どういったデメリットが生じているか、対策で効果があった事を私達も教えて頂いて、それを参考に大阪市の対策を講じたいと考えて調査を行ったものです。調査期間は、今年の12月7日から23日で、簡単にメールで照会を行い、各都市の担当者から回答を戴いたものを取りまとめたものとなっております。

参考に(3)として、全域の禁止時期等を書いてます。各区部においても、もともと条例を制定されていて、まずは禁止地区内で取組を進めた上で、全域の禁止に進んでおります。条例制定時期と条例改正で全域を禁止にした時期と、実際に全面禁止された施行時期を記載しています。

中央区では条例改正を令和2年6月末にされて、翌日には全面禁止を施行しており、ここは条例改正時期と施工時期の間が短くすぐ施行されていますが、豊島区や、台東区では、半年程準備して施行されています。

大阪市については、対象範囲が他の区部に比べても面積が広く、喫煙場所の整備もあるので、準備、期間を設けた形で条例改正をした上で、施行まで取り組んでまいりたいと考えているところです。

2ページ目は、各都市からの回答を取りまとめているものです。

それぞれの区部によって顕著な違いはなかったのですが、総括的な、重複する回答もご

ございましたので、まとめて各都市回答として記載しています。

まず、2ページ目の上段の部分は、私達が一番気になっているのは、全域を禁止対象にすることで、新たにどんな課題や、デメリットが生じてきたかというところです。やはり道路を禁止にすると、喫煙者の方は一定数減ったが、私有地や、駐車場、同じく私有地になります公開空地では、なかなか制限を一律にかけることが難しいという状況もありますが、そういった場所で吸われている状況が生じていることと、道路で吸えないとなると、飲食店でどうしても喫煙スペースを設けられない場所は、飲食店の前に灰皿を置いて、そこで喫煙される事が増加しているとのでした。規制をしたが、実際、違反者も直ぐに少なくはならないので、苦情も増えてきたということや、喫煙場所の確保が難しいといった問題が起こっているとのことで、私達もそういった点を参考にしながら、対策を取らないといけないと考えます。

それらの課題やデメリットに対して、どういった対策をされたかということ、次の項目で各都市にお聞きしております。ポスターを複数の種類用意し、場所に応じた使い分けをして、それぞれの場所に応じた指導を行っているというものであったり、体制を強化して、指導員を増やして定期的な巡回を行い、苦情場所に啓発物を掲示する等、少しずつでも改善に向かうように対策をしているであるとか、それに加えて、この間議論していた喫煙場所の確保を各自治体で努力されております。

同様に、助成制度を作ることで、民間にも喫煙所を設置頂くような取組を対策として取られているということでした。

続きまして3点目が、私達もあれば参考にしたいと思って、どれだけの距離に1つ掲示物を、道路上は禁止であるとか、表示物を周知するといった基準を設けているかを確認しましたが、各都市とも、そういった基準を一律に定めることは、なかなか難しいということで、基準は設けられてないということでした。やはり、各場所に応じた対策をそれぞれ取っているということでした。

続けて、鉄道事業者へ協力を求めていきたいと考えているところもございまして、

参考になればということで、他都市にもお伺いをしたところ掲出物の掲示のご協力であるとか、清掃活動もされていますので、一斉清掃をする時に一緒に参加して頂く取組であるとか、あとは路上喫煙対策のキャンペーンを実施する時に、鉄道事業者も一緒に加わってもらうというような、そういった取組をされているということでした。

続きまして、3ページに移りまして、全域を禁止にしたときの普及啓発を、どういった形でされたかということですが、ちらしやティッシュの配布や、喫煙者を喫煙場所へ案内することが重要ですので、喫煙所マップを作成したり特設サイトを作られた区部もございました。

あとは、飲食店等にもご協力を求めるという意味で、ポスターの配布や、広報紙による、情報発信、SNSでの配信等、都営バスでは車内放送という形で、区域全域を路上喫煙禁止にしていることを放送したとのことでした。

他にも、環境浄化活動の実施として、路上喫煙だけではなくて網羅的に、全般的な市民生活の安全性という観点から取組をする中で、一緒に活動を実施されたことや、巡回パトロール車でアナウンス放送をすることで、全域禁止にしますということをしっかり周知されたというような事例を教えてくださいました。

その中で、効果的であったと思われる手法と、効果が薄かったものは何かということをお伺いしましたが、効果的であったと思われる手法としては、着ぐるみでのパレードということで、千代田区が全国に先駆けて路上喫煙の対策をしておりましたので、その時に吸い殻の着ぐるみで大々的に報道が取り上げたことがあったとの回答がありました。

あとは、やはり過料徴収、パトロールの巡回強化は、効果が上がっているとご回答頂いてまして、他にもポスターとか路面シールをしっかり貼っていくことであるとか、路上の喫煙率をしっかりと公表していくことで、対策を取った後にどれだけ喫煙率が下がってきたかというのを可視化して、市民の方にお知らせされるであるとか、どうしても個別の場所での苦情がありますので、その都度しっかりと対策を取っていくこ

とが効果的であったというような回答がございました。

一方で効果が薄かった手法ということでは、ちらしだけでは、あまり効果がなかったということ、ちらしよりはティッシュ等の方が、まだ使って頂けて効果があったのではないかという回答がございました。

特設サイトについては、そこまで効果が感じられなかったという意見等で、各自治体の回答の中でも、何の効果がどれくらいあったか、効果検証までをなかなかしっかりと分析することは難しいところもあって、これが有効だったのではないかという考えで、ご回答頂いたものです。

続きまして、4ページに移りまして、実際もともと禁止地区としていた場所と、拡大実施で全域を禁止したときに、どうメリハリをつけたかをお聞きしました。騒音等を考慮して、住宅地でのアナウンスは、夜間は自粛しているであるとか、やはり人の流れを踏まえて、駅周辺は人が多いので、その辺りのパトロールを強化されたというようなご回答がありました。

あとは、外国人の方への周知方法としては、ポケット翻訳機の携帯であるとか、多言語表記のプレートを持参したり、そういった取組をされているであるとか、国際担当課との連携であったり、実際、外国人居住者を対象としたお知らせの中に、路上喫煙についてもアナウンスされたという取組をお伺いしました。

たばこ販売店、コンビニへの働きかけについて、どんなことをされたかお伺いしたところ、やはり啓発周知であったり、助成制度の活用についてご案内をされたということで、それぞれの店舗前の灰皿等、やっぱり苦情が寄せられるケースがあるみたいなので、そういったものは個別で対応されているということでした。

その他に、協力団体への働きかけとして、助成制度の案内等をお伝えしたり、それ以外にも活動団体の創設という形で、新たに団体を作られて意見交換されたりされている等、そういった自治体もございました。

また、清掃活動等にも参加依頼を呼びかけるという取組をされていたということ

した。

これらの各都市の回答を踏まえて、今後、本市としてどういった取組を検討していくか、5ページにまとめております。

活動主体が本市や、鉄道事業者関係団体のものもございますので、活動主体別に分けて記載していきまして、本市の取組としては大きく3点です。

1つ目は啓発指導になりますが、現在の指導員体制では、やはり全域を巡回するのは、難しいので、指導員を増員して、パトロールの巡回を強化したいと考えております。特に人の多い駅周辺等を中心に、強化をしていくことを考えております。

周知活動としては、人の流れを踏まえて、一律的にどこに貼るという基準を設けるのは難しいので、人の流れを踏まえて、例えば、乗換駅等、通行者が多い所には、きちんと喫煙所の場所を案内するであるとか、それぞれの場所に応じて、効果的な場所に啓発周知をしていきたいと考えております。

また、飲食店や商業施設等にも、私たちの周知ツールのポスター等も配布して、行政だけではなく民間も一緒に喫煙のマナーを向上していただく取組に利用していただけるようなものを配布できたらと考えております。

同じように、ちらしはあまり効果がなかったという意見もございましたので、ティッシュ配布等で通行者の方に直接全域禁止の取組を知らせるであるとか、SNSや広報紙を使って、きちんと周知を行っていきたいと思っております。

その他にも、大阪市であれば、巡回のパトロール車、ごみ収集等に使用している車両もございますので、そういったものを使ってアナウンスも検討してまいりたいと考えております。同じように、喫煙場所の案内等、観光や国際担当との連携を進めたいと考えております。

その他、全域禁止にしたからといって、個別の課題が無くなるわけではないので、個別の苦情、対応を、今も市民の方から電話や、メール等で、具体的にこの場所で困っていますというお声をよく頂きますので、そういったものは引き続き細やかに対応

していった、少しでもその場所の路上喫煙の問題を改善できるような取組を、しっかり進めていきたいと考えております。

あとは、助成制度については今、次年度の予算確保に向けて検討しているところですが、実施できるようになったときには、しっかりと民間事業者にも働きかけを行って、喫煙場所の確保への協力について働きかけていきたいと思っております。

その他に、公開空地の取組ですが、これまで御堂筋、阿倍野、この建物周辺もそうですが、道路を対象として禁止地区として指定するときに、隣接する歩道形状の公開空地などについても、個別で土地所有者の方や、建物所有者の方と協定を交わして、道路と一体的に禁止エリアとして定めて過料徴収の対象にしてきております。その取組を生かしながら、どこまで進められるのかということもありますが、特に人の流れが多いような所については、個別に協定を交わすような形で、そこも禁止地区、禁止対象として、過料徴収や巡回指導をできるような形で進めてまいりたいと考えております。

鉄道事業者については、やはり人の流れの拠点になる所ですので、この機会に事業者全体に働きかけて、各社ともご協力を頂けるような形で、できるだけ網羅的な働きかけをして、ご協力をそれぞれいただけるような形で進められたらと考えております。

駅や車内放送等もそれぞれ持つておられるので、路上喫煙禁止についてご案内頂ければ、市民の方だけではなく、大阪市に来られた方にも知って頂く機会として、かなり有効だと思います。ので、そのようなご協力を求めていけたらと思っております。

同じく、たばこ販売店、コンビニ含め、たばこを販売されている事業者に向けては、助成制度を活用した喫煙所の整備の協力を求めたり、喫煙者の方と接する場面が多いお店になりますので、そこを拠点としてきちんと全域禁止の取組を周知できる情報をお伝えするためのご協力を頂きたいと思っております。

最後に、協力団体については、前回の委員会でも地域振興町会だけではなく、地域活動協議会等にもお声かけをして、情報共有をして取り組んだら良いのではないかと

いうご意見を戴いています。各商店街にも、路上喫煙に関してはかなり関心を持ってこの制度にご協力頂いてきておりますし、エリアマネジメントということでそれぞれ道路であったり、広場であったり、地域課題を解決すべく、民間事業者がご協力もいろいろされていますので、路上喫煙対策についても一緒にご協力をいただきながら、効果的な対策を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。それでは今、ご紹介になりました他都市状況の分析と、それを大阪市でどのように反映していくかというご検討案が出ましたので、どこからでも結構ですので、ご質問も含めて各委員の先生方からお寄せ頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

山内委員お願いいたします。

○山内委員　詳細なご報告、ありがとうございます。山内です。

私自身は、西区で居住しております、大阪市PTAと、子どもの幼稚園、小学校、今、中学校のPTA役員をさせてもらったりしています。

西区に限りませんが、市の一部でマンションがたくさん建っていて、人口の流入があって、そういう地域に住んでおります。そうすると、コンビニ等新しい店舗が次々出来てきて、先程報告があったように店の前に灰皿が置いてあって喫煙場所になっていて、子ども達の登下校のルートが喫煙場所になったりするということが、ちょくちょくあります。そうすると、保護者からPTAに相談があって、相談というか、苦情というか。そういう際に、PTA会長がいきなりコンビニに乗り込むみたいな角が立つことはしないので、町会長さんですとか、連合町会長さんに相談して、連合町会長さんからコンビニに少しお話ししてもらって、改善をしてもらいたいなことはよくありました。

2025年以降、大阪市の施策として、市内全域で路上喫煙禁止が行われる以上は、今、先行事例としてご報告いただきました苦情対策というのを、市が率先して、ぜひ

お願いしたいということが意見として1つ。

あと、ご質問としましては、コンビニ以外に2ページにありました駐車場等の私有地ですとか、飲食店の軒先、これも私有地だと思いますので、そういった私有地での喫煙に先行事例でどこまでの対応ができていたのかとか、苦情対応する所は、コンビニに限らず駐車場の所有者とか、飲食店のオーナーとかが依頼に従ってくれるのかとか、その辺りも、先行事例で、大体従ってくれてますよとか、いや、なかなか困難なケースがありましたとかというのが、もしあればお聞きできればと思います。

以上です。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。個別の店舗、飲食店の前の灰皿対策というのは、今でも私たち環境局と道路を管理している建設局や、健康、受動喫煙の関係もございますので、健康局と、それぞれが連携して働きかけたり、個別で依頼したりとかしながら、少しでも改善に向けてという形で取組をしているところです。

なかなか、ただ一方で、販売店のところであると、どうしてもお客さん向けというところもございますし、あとは飲食店のほうでも、お聞きしていると、やはり自分の店舗の中で喫煙所が作れない状況の中で、灰皿がないと近隣にポイ捨てされてしまうから、渋々置いているというようなご意見もあったりして、なかなか本当に難しいところではありますが、先程山内委員がおっしゃって頂いているような通学路については、やはり私達のところにも、どうしたらいいのだろうかということで、ご意見寄せられることがあって、まずは実態を見に行くことをして、どんな感じか、本当に集まっているかどうか、昼休みが多いという意見だったらお昼休みに行って写真を撮ってくるとか、そういったことをした上で、こういう声が寄せられていますと、その管理者の方にまずはお知らせをします。その中で、すぐ対応依頼に従っていただけたところ、撤去してみますと言ってくれるところもありますが、なかなか1回引っ込めてみたけど、それでも解決できないから、灰皿を置いているというところなど、それぞれありますが、最近見た事例では、やはり通学路のところは、通学する時間帯がありますの

で、少なくともその時間帯だけでも何とか灰皿を引っ込めてもらえませんかとお願ひし、ご理解を頂いて、その時間帯だけ灰皿を撤去して頂くというような、こちらのお願ひと向こうの状況と踏まえた、中間を取った対策になったり、働きかけをしながら、向こうの事情も聞きながらやっているところです。

他都市にも、私達もその点が心配だったので、詳しく聞ける自治体さんにもお聞きしていたら、やはり同じような形で、環境部門というか美化の、ポイ捨ての観点からの部署だけの働きかけだと弱いので、例えば、飲食店であれば、許可を出している部門が自治体の中にも一定あったりするので、そこと一緒に共同して働きかけると、少し耳は傾けてもらいやすいのかなというようなご意見も聞いてます。そういったことをこれから行政内部で、どう働きかけたら少しでも有効に動いていただけるかというような、事例等を作って対応していけたらと思っています。

○山内委員 分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○青木委員長 山内委員、ありがとうございました。

そういった苦情を受け付ける窓口というのは、市民の皆さんにとって、ここに言えば苦情対応してくれるというようなことの窓口というのは、ある程度明らかなものでしょうか。

○木村まち美化担当課長 苦情の窓口といえは、路上喫煙対策に関しては、環境局に寄せられますし、それぞれ道路部局であれば、管理している部署に直接寄せられることもございますし、あと一方で、健康増進法の観点からは、健康局で受動喫煙の関係の窓口と電話番号を設けて対応しています。

○岡村受動喫煙防止対策担当課長 ございますね。コールセンターがございますので。

○木村まち美化担当課長 そちらで、全般的なご相談もできるようになっています。また、各区役所にも苦情が寄せられることもあります。ご意見や苦情等については、基本的には、それぞれ受け取ったところが、きちんと関係先にも情報共有をする形で、

メールで転送であったり、コピーをファックスで共有したりなど、そういったことをしっかりと連携するようにしていきまして、それぞれの部署が情報を得ながら共有している状況です。

○青木委員長　ありがとうございます。今後は、その周知とともに、個別の苦情を寄せて頂くことで、それをフィードバックするということであると、いろんな宣伝物とかにも、ここにもし何かお困りの際にお寄せくださいという苦情窓口を、市民にも分かりやすくしていくということも大事かなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。

佐々木委員よろしくお願いたします。

○佐々木委員　今、環境局からご説明ありましたように、私がいつも気にかけていた近くのコンビニは、灰皿を無くしました。だから、そこを通るたびに、かなり努力していただいていると思いました。

ただ、たまに置いていた場所になんですけども、ちょっと吸われている方は、今までの習慣みたいにおられますけども、この頃よくコンビニの前を、灰皿があるかと思っ歩いてみることはありますが、何か所かももう無くなっていました。ああ、良かったなと思っています。

やはり、今おっしゃっていましたが飲食店の前は、その従業員の人も共に外へ出て、吸っておられますね。だから、輪になって喫煙されている時がありますね。

だから、今先程おっしゃっていましたがように、写真を撮ってというように、私もたまには、こんなところを写真に撮ったらと思うのですが、叱られるのではないかなと思って、撮らないのですが、そういうことがやっぱり、子どもの人権問題とかいろいろありますので。うかうか写真が撮れないので、情報もはっきりと言えないですけども、確かに少しずつは減ってきていると思います。

ただ、皆さんとこう話ししていきましてね。路上喫煙禁止を万博までには決まるよという話をしていきますけど、えっ？て知らない人がいてるんですね。もっと、それ

をどこにでも、大阪・関西万博って言っていると同時に、そういうものをやっぱりPR、アピールして行って、自然と、あ、路上喫煙はできないというような周知をすることが必要じゃないかなと思いました。

一応、今感じたところは以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。特によろしいですか。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。前にアンケートで、全域禁止を知っているかという設問では、まだ十分に知られていないような状況でしたので、引き続き、私たちも周知をしっかりとしていくようにしたいと思います。

市民の方からも、全域禁止が25年1月で、喫煙者の方がそこから急に禁止というよりも、段階的に今でも努力義務を課しているのです、そのことをしっかり理解して頂いた上で、25年1月を目途に路上喫煙禁止に向けて取り組んでいるということ、段階的にしっかりと浸透させていくことが重要じゃないかというご意見も戴いていまして、今ある広報物なんかにも、少しずつ25年1月に向けてというのを書き加えるような形で、しっかりと周知を進めてまいりたいと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。他の委員の皆様、いかがですか。

玉川委員お願いいたします。

○玉川委員 詳細なご説明、ありがとうございました。

今、山内委員、それから佐々木委員からも、たばこを吸われる方が、やっぱりいらっしゃって、その方々の吸い場所というのが、非常に問題になっているというお話だったと思います。

その辺につきましては、喫煙場所の周知であるとか、あと喫煙場所自体を作っていくということに関して、ぜひ大阪市のほうでも、この取組として最優先に取り組んでいただければというふうに思っています。

今回の本市における取組5ページのところの、助成制度による民間喫煙所の設置促進というのを掲げていただいております。

前回のこの委員会から今回までの間に、かなり報道でも、この喫煙所の設置数ということがされていたのかなというふうに考えています。

大阪市として、何か所作するのかということに関しての、数の多い少ないということだったり、まずその民間の喫煙所というのを、どれぐらいの割合でお考えになっているのかとかですね。やはり民間のほうでも、作ってください、はい、じゃ、作りましょうという感じにはならないというふうに思いますので、やはり制度概要を発表されてから実際に作るまでの間に、きっと時間もかかると思いますし、それを25年の万博までに間に合わそうということになりますと、やはり広報の開始とかというのは、かなり早くからやる必要があるのではないかなというふうに考えています。

その辺、今回のこの委員会のテーマではないのかもしれませんが、この辺の民間の喫煙所の設置については、また別の委員会でお話いただけるということでしょうか。それとも、喫煙所については、もう既に議論は終わっているということでしょうか。この辺、ちょっと教えていただけたらと思います。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。民間の助成制度の周知については、できるだけ早く、まずは実際、行政手続として予算の成立というところもございますので、そこがある程度見えてきたタイミングで、できる範囲で特にコンビニエンスストアであるとか、鉄道事業者であるとか、商店街の団体であるとか、そういったところは、関心も持って頂いていますので、できるだけ、できる範囲で早めに情報共有を段階的に進めていって、ご協力頂けるような形で進めていきたいと考えております。

あと、助成制度に対して、どれだけ応募があるかというところは、いずれにしても未知数でして、今、それぞれヒアリングしながら各団体でも聞かせて頂いている中では、かなりご興味持って頂いて、どれぐらいの金銭的な助成か、いち早く知りたいと、前のめりで聞いて頂いている団体もございますし、一方で、やはり予算が成立しないと、こちらとしても、どれだけ受け取れるからできるか判断がつかないから、まだそ

ここまで検討を進められないというところもございます。その辺りは、前回の委員会で、今の検討状況として、総数で120か所を新設で作っていきたいという考え方を説明しましたが、次年度の対策として、公設地と民設地の割合等を検討しながら進めていくところですが、実際、その制度をスタートして、どれだけ手が挙がるかを見ながら、次の令和6年度は、設置状況に見合ったバランスで設置を進められたらと考えておりました、そこはやはり相手方があるので、こちらが制度を打ち出した後にどんなリアクションがあるかを見ながら、整備を図っていきたいと思っております。

喫煙所の設置についてですが、ご意見も戴いた上で、一旦、中間答申という形で方向性については、取りまとめましたので、今後は市の内部で検討を進めて、次年度これだけ進めます、その次の年度にはこれだけ進めますというような形で、適宜説明させて頂く形になります。前回に堂島の閉鎖型喫煙所に関して、これから注視していきましょうという話をされていて、前回の委員会でも中間報告みたいな形で、一度状況等も委員会の中で報告して、それに対してフィードバック、ご意見を頂くような機会を持ったかどうかと提案も戴いていますので、次回の委員会の頃には、閉鎖型喫煙所ができて半年程経過することになりますので、実際、いろいろと報道でも取りあげて頂いているところですが、堂島公園が今、どうなっているかを、またご報告させて頂いて、その辺りのご意見を戴いて、それを上手に今後の喫煙所の整備にも生かしていただけたらと考えています。

中間答申で終わりというよりは、個別でご意見等も戴きながら、最終答申では喫煙所がメインではないのですが、総論としての取りまとめをしたいと考えております。

○青木委員長　ありがとうございます。予算が決まって、次年度以降、民間事業者の説明会とか応募とか、情報が流れていくと思いますけど、そういう経過や、取組状況については、この委員会に報告として、その都度上げていただけるということはお願いできますでしょうかね。

○木村まち美化担当課長　はい、分かりました。

○青木委員長 最終答申で、おそらくそういう取組状況も踏まえて、さらに中間答申からの改善点があれば、まとめることにもなると思いますので、そういう観点でご報告を頂ければと思います。

○木村まち美化担当課長 はい。

○青木委員長 それで、玉川委員、よろしいですか。

○玉川委員 はい。

○青木委員長 ありがとうございます。その他の委員の皆様、どうぞ。

谷内委員お願いします。

○谷内委員 他区の先行事例、調査報告して頂きありがとうございます。

その中で、効果的であったと思われる手法で面白いなと思ったものが、大人数での吸い殻の着ぐるみでのパレードですけど、そのまま大阪市でやっても、そんなにインパクトはもうないのだろうなと思いますが、おそらく、これを取り上げてもらったというのは、マスコミで注目を集めたのは、絵として面的な禁止に対してのアピールがすごく大きかったのかなと思います。

大阪市の場合で、どうやったらこのアピールが強くなるのかというのは、なかなか難しいところですが、例えば、何かアーティストに大きな絵をビルに描いてもらうとかですね。何か分からないですが、絵としてアピールが強いものですか、たくさん的人数での取組であるとか、何かそういうマスコミで取り上げてもらいやすいようなPRというのも考えて頂けたらと思います。

あと、逆に効果が薄かったと思われるものとして、区内の喫煙所マップの特設サイトというのも挙がってしまして、少し意外に思ったのですが、喫煙される方が、喫煙が禁止になった、じゃ、喫煙する場所を探すのに対して、サイトはあまり有効じゃなかったということなのではないでしょうか。

では、何か大阪市でする場合には、どのようにして喫煙者の方に、路上では吸ってはいけない、じゃ、どこで吸っていいのかという情報をどう伝えていったらいいのか

というのが、少し悩ましいなと思っています。

その辺り、大阪市ではどのように考えておられるか、聞かせて頂けますでしょうか。

○木村まち美化担当課長　ありがとうございます。こちらの回答はたしか、特設サイトがあまり有効じゃなかったというような、視聴者数とか、カウントがあんまり回らなかったのかなという認識です。

行政のホームページは、閲覧回数が多いページもあれば、少ないものもあって、なかなか情報周知力がちょっと弱いところもございます。ただ一方で、喫煙場所がどこにあるかというのを知って頂かないと、マナーを守って頂くことができないので、周知はすごく重要なので、周知するホームページ等を作ることを考えております。

大切なのが、そのホームページ等の情報にどう喫煙者の方達がたどり着くかという、そこからの分岐というか、発信力が重要と思いますので、そこを上手にどう繋げていくかというところを、多分私達が他の自治体さんで、上手くいかなかった事例等も聞きながら、有効に使って頂けるよう、情報の連携の仕方を考えていくべきと考えております。

○谷内委員　ありがとうございます。

○青木委員長　何か、その前段でお話になった目立つようなイベントというのを、まだ検討はこれからですかね。

○木村まち美化担当課長　そうですね。確かにやはり、今、ありがたいことに報道で取り上げていただいている絵として多いのが、堂島公園の閉鎖型喫煙所が大阪市で最初だったので、その写真が使われることがすごく多いです。

報道の方は使いやすい材料が広報ツールとしてないと、確かに取り上げてもらいにくいかもしれないですね。イベントとかでも、上手に使って頂きやすいような場面というのを、これまであんまり考えてなかったのですが、そういう素材や情報を私たちも上手にホームページに載せるとか、何かそういう話題性の観点も考えてみます。

環境局の清掃活動等のイベントもあるので、そういったものも結構参加人数多いの

で、そういう機会も上手に使いながら、絵的に取り上げてもらいやすいようなものというのを頭の隅に考えながら、広報を今後、考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　　よろしく申し上げます。

喫煙所のマップは、喫煙者の方はどうか分かりませんが、各自分のいるところでマップを見たいと思うので、何か商業施設のサイトとか、モールのサイトとか、あとは駅のサイトとか、何かそういう民間の、今自分がいるところのサイトにアクセスする方が、多分行動パターンとして多いと思うので、それにヒットできるように、各商業施設さんのサイトにご協力を頂くほうが効果的かもしれませんね。

どうぞ玉川委員。

○玉川委員　　今のお話、委員長、おっしゃっているとおりだと思っています。

ちょっと調べたりもしていましたが、例えば、皆さんが使われる地図のマップ、例えばグーグルマップとかあると思いますが、であれば、店舗であれば店舗で登録することができること、そういうサービスがあると思います。

あんな形で、大阪市として、大阪市の喫煙所を登録するというようなことを、地図の検索の会社と連携してされるというのも、ありなのかなというふうに思いました。

意外とそうした方が、もしかして、大阪市のページを作るよりも、安くて効果的なものができるのではないかなと思います。

商店の方々に、グーグルマップへの登録を促進するような事業をしたりしているというのがありまして、そのちょっとした派生版といいますか、大阪市のほうで、喫煙所をグーグルマップに登録して頂くような支援をされるということもありなんじゃないかなというふうに思いました。

○青木委員長　　ありがとうございます。そういうのもやっておられるのですね。それも含めてご検討いただければと思います。

いかがでしょう、他の委員の皆様。

では、近藤委員お願いします。

○近藤委員　今回、東京で調査されて、こうして報告頂いたのをお聞きしていただいて、僕みたいな一般人から見ますと、何に予算をこれだけ使いましたという、予算のこういうことをやりましたという実例を、ご紹介頂いているような印象を受けまして、じゃ、実際にこれが効果があったと思われる手法、薄かったと思われる手法ということで分けられてて、実際、これ、どれが効果あった、なかったというのは、非常に判断が難しいとおっしゃっていたように、そのとおりだと思うんですけど、何となくこういうことをやって、新聞社に記事にされたとか、報道されたとか、注目を浴びたとか、そういうことをもって効果があったとおっしゃっていて、もう一つ、そういうのがなければ効果が薄かったというふうに、判断されているのではなかろうかという印象を受けました。

今後、予算と人員を確保して、大阪市がやっていかれる中で、じゃ、こういう方法でこうキャンペーンしたら、効果がこれだけありましたという、どうやって効果がありましたということをご説明されるのかという、その手法ですね。これがなかなか難しいので、例えば、実際に堂島とかの喫煙所で、実際にたばこ吸っている人にアンケート取れるか取れないか分からないですけど、取って、あなたはこの喫煙所をどうして知りましたかとかですね。そういう、本当にこういうことをすると効果がありましたと。

私も玉川さんがおっしゃるように、やっぱり喫煙者にターゲットを絞って、喫煙者向けの、たばこが吸えるゾーンに誘導するというようなところにお金と人員を割かないと、全然たばこを吸わない人にティッシュ配っても、何か。例えば、私も今ティッシュ持っていますけど、これも誰にもらって何が書いてあるかなんて、ほとんど記憶にないですね。

だから、こういうことに効果がありましたというのを検証できることも、どうやってそれをつかんでいくかといことですね。そこも一緒に考えていかないと、ぼやっと

した感じになると思うんです。

○青木委員長　ありがとうございます。いかがですか、何か。

○木村まち美化担当課長　そうですね。確かに今、堂島が1つ目になって、新しい事例でもあって、課題も見つかるし、私達も対策を変えたりとかもいろいろ試行しているのです。確かに生の声というか、喫煙者の方達の動向みたいなものを、何が有効かは検討してみるようにします。ありがとうございます。

○近藤委員　あと一つ、長い目で見て、喫煙マナーを何世代にもわたって向上させていくという意味では、効果があるということは重々分かっているんですけども、今、この委員会で話さないと駄目なのは、2025年までにどうするんだということも、相当なウエイトを持って話さないで駄目なので、そうなるやっぱり効果のあることに重点、配分するという考え方が必要だと思います。

○青木委員長　ありがとうございました。それでは、小谷委員、いかがですか。お願いします。

○小谷委員　詳細なご報告、ありがとうございます。お答えとしては、ちょっと前回日程が合わず欠席させて頂いたので、ちょっと理解が不足しているかもしれませんが、今回、これだけ区域が拡大するに当たって、実効性の担保ということで過料の徴収もしっかりやっていくとか、それも併せてということでしたが、前回の時に、横浜市の、おそらくは裁判例をご紹介頂いて、過料徴収に関わって事前周知といいますが、その辺の過失認定の話等も出ていたと思うんですね。

今回、ちょっと気になっているのが、大阪市の場合、特に万博とほぼ同時期にこれを進めていくという状況になるので、これまでもご案内あったかもしれませんが、従来から外国人の方に対する過料徴収について、件数や状況、あるいは過料徴収に当たって説明等で、トラブルというとあれですけども、どのような手続を踏まれてきたとか、どのような問題等があったかということ、ちょっと教えて頂きたいということですね。

それから、それに関連してですけれども、他都市の調査、ご報告で様々な、外国人

の方についての対処についても参考になるような情報を頂いていますが、今回、具体的な素案の中で啓発方法検討の中に、外国人の方に特にターゲットを絞ってということが、どのような形なのかなというの、改めて少し説明を頂けたらいいのかなということ。

それと、これは単に提案ですけれども、最近は動画とかそういうものも活用して、あるいはホームページの掲載に誘導するのに、QRコードというのをいろんな所の表示に入れることで、大分情報をシンプルにして、しっかりと見て頂くみたいな形に誘導もできるかと思っておりますので、幾つか見たところ、あんまりチラシとかにも、例えばQRコードとか出ておりませんし、そういうところをもっと活用して頂くと、より多方面から、いろんな啓発活動を進めていったりできるのかなと思っておりますし、特に外国人の方に対しては動画など、そういったものをより精緻に作っておくことで、それを動画で見て頂いて説明するとか、そういったものも有効かなと思っておりましたので、ちょっと参考までに申し上げさせて頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○青木委員長 ありがとうございます。それでは、外国人対応についてお願いたします。

○木村まち美化担当課長 大阪市の過料徴收件数の内、外国人の方で、今、2割程でしたかね。

○事務局 新型コロナウイルスの影響を受ける前で、全体で2割ぐらいの方が、今まで多いときには過料徴収の対象になっていました。

指導員は、多言語表記した禁止区域の表示物を持ってしまして、それを指で示して、こういうふうに行っているであろうということを説明させて頂きながら、外国人の方へも過料徴収対応はしております。特段、トラブルになったという事例は、お聞きはしていません。

○木村まち美化担当課長 この数年間は、コロナの関係もあって、インバウンドの方が減っている状況だったので、外国人への観光向けの雑誌等への大阪市の路上喫煙の、取組掲載というのは、ちょっと今停止をしているような状況でした。

これから、また中国人の方であるとかも、これから増えてくるかと思しますので、観光客の方に向けた発信というのを、またこれから対策を取っていくことと、あと、先程申し上げていたような、人の流れに関わる部分ですね、駅であるとか、そういった場所ですっかりと、これまでの委員会でも、ぱっと見て分かるような図等が、外国人の方にも有効だろうという意見を載っていましたので、目につくところに分かりやすいものを複数、提示できるようなことを考えていく必要があるかと思えます。

先程、おっしゃって頂いていた、QRコードとか動画の発信ですね。確かに言語にあまり左右されない、目で見える周知を動画ではできるという所もありますし、QRコードで、より深く知って頂くということもできるかと思えますので、また外国人向けの周知であるとか、大阪市に来られた方にまず市の対策を知って頂くための情報発信というのを、これから考えてまいりたいと思えます。お聞きしていると、京都市では、過料徴収件数の内、3割、4割程を外国人の方が占めているみたいなので、その辺りは他都市の取組等も勉強させてもらいながら、有効なものを考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

大阪市に入ってくる外国人の人の流れというのは、関空から電車に乗ってくる、それから、いわゆる団体さんであれば、その旅行者の手配した観光バスで来る、または京都から流れてくるとか、幾つか流れがあると思う。それは多分、旅行会社の人は全部リサーチされていると思うんですけど、そのポイントポイントですっかりと外国語でアナウンスをしたり、表記するものを効果的に展開できると良いのではないかと思いますので。多分、日本語案内の中で急に韓国語や英語でアナウンスが流れると耳に入りやすいので、そういうものを効果的に、5秒でも10秒でも流れると良いなというふうには思いますけれども。

ぜひ、ご検討、よろしくお願いします。

その他いかがですか。特によろしいですか。

私からですけども、周知の基準といいますか、基準はどこも設けていなかったとい

うことでしたが、確かに、その基準は設けにくいというのは分かりますが、大阪市のよう到大規模に展開することになりますと、重点的にするといふだけの目標設定で良いのか、やはり24区それぞれに、最低でもこの程度のものは必要とか、あるいは小学校区、中学校区で1か所は最低でも設置しようよとか、何かそういう、最低目標みたいなものがあつた上で重点化といふのがないと、おっしゃるように、喫煙者の目にどう触れるかといふのもとても大事ですけど、一方で全体的な周知といふのも、間接的には非常に重要だと思ふので、何かそういう目標はあつてもいいのかなど。そのことを区に展開して頂くとかいふことも含めて、何かご検討頂いてもいいのかなと思ひましたので、ご意見として申し上げたいと思ひます。

この辺りよろしいですか。また、次回以降でも繰り返してきて、ご意見戴いて構わないことだし、今、また喫煙者の動向といふのもご報告頂きますので、それに合わせて喫煙者へのターゲットを狙つた周知といふことを、またご意見戴いてとも思ひますので、一旦、ここで1のほうを終了させて頂きまして、2と3のご報告に移りたいと思ひます。

では、2、3、よろしくお願ひします。

○木村まち美化担当課長 次に2番目として、以前、委員長とお話しして行く中で、喫煙者の動向がどうなつてゐるのかなど、率直に質問して頂きました。昨年7月にも一度全域禁止の諮問の回で、日本全体の喫煙率に比較すると、大阪市は21大都市の中で一番喫煙率が高いといふ、2019年の調査の状況をご説明しましたが、時系列での喫煙率の推移等のご説明できていなかったもので、今回、喫煙率の動向を時系列で取りまとめたものをご紹介します。

6ページに、喫煙者層の動向として、男女別、年齢階層別の5年単位での推移を、グラフにまとめさせておきます。縦軸が喫煙率で、横軸が5年ごとの調査年を書いてあります。

こちら、グラフの真ん中に緑の線が男性の70代以上になりますが、それより上の線は全部男性で、緑の線の下ほとんど同じような推移をしている線が重なつてゐる

のが女性の喫煙率の推移となっております。

これを見て頂くと、平成元年から令和元年の30年の間に、喫煙率が大幅に、特に男性の喫煙率が低下しているのが、はっきりと見てとれるかと思えます。多少上下している部分はありますが、全体的に下がってきている状況で、男性でいうと、現在の喫煙率が一番高いのは40代で、その次は30代、その次は50代となっておりますが、軒並み低くなってきているということが見てとれますし、水色で示されている20代男性の線を見ると、平成元年にはもともと60%を超えている喫煙率が今はもう20%と30%の間位まで、低下しているということで、最初の入口の喫煙経験というところの、最初の入口から低くなってきているのが今の状況かと思えます。

女性に関しては、もともと喫煙率が低い状況もありますが、そこまで大きく減少しているかという、そうではない状況がありまして、女性でいうと、一番喫煙率が高いのが50代で、続けて40代、60代となっておりまして、男性は30代の喫煙率が高いですが、女性はこちらかという40代、50代、60代の方が高いというような、少しですがそういった男性と女性の違いがございます。

続きまして、7ページですが、こちらが先程の、同じ情報をそれぞれの年代別での、推移を表としているものです。左が男性の表で、右側が女性の表となっておりますが、左の男性の、令和元年の20代の数字から、右上に向けて数字の文字を大きくしているのが見て分かりますか。一番左下の62.3%としているものですが、これが平成元年に20代であった人達が62.3%の喫煙率で、それに対して、右斜め上の58.1%という、文字を大きくしている部分が、10年後の同じ層の喫煙率がどうなっていたかという、58.1%まで下がっています。さらに、21年には40代になつていきますので、49.1%まで喫煙率が下がり、令和元年には31.8%、太字の大きい数字で書いている分です。順に追って、同じ階層の方たちの喫煙率がどう下がっているかというのを見ると、この層では、平成元年には62.3%であった喫煙率が、令和元年には31.8%まで下がっているということで、ご結婚されたりとか、お子さんが生まれたりとかという、そのライフサイクルの変化も、ちょ

うど挟んでおられることもあると思いますが、大幅に喫煙率が下がっているというのが、男性の方で見てとることができます。概ね他の階層でも、右上に向けて上がってくと喫煙率が下がっているような状況でございます。

それに対して、女性のサンプルとして、平成元年の20代が、喫煙率が8.9%だったものがどうなっているかというのを10年推移で、右上に太字で、大きい数字で挙げさせていただいているのが、20代で8.9%の喫煙率が30代になって14.9%に上がって、平成21年には15.2%まで、40代になって喫煙率ピークを迎えて、令和元年には12.9%で下がるというような形で、女性の方は継続してずっと喫煙率が低下しているのではなくて、この階層でいうと、一旦喫煙率が上がってから下がっているというような状況で、また女性は男性とは違うような喫煙率の動き方をしているのかなと思ひまして、こちらも同様に、ライフサイクルの影響は女性も受ける部分もあるかなとは思ひますが、逆に、例えばお子さん、妊娠中は吸えないであるとか、そういった影響も多少あるかもしれませんが、女性の方は、喫煙率はそれほどまで下がっていないという状況です。

続きまして、3番は、今の大阪市の過料徴収の処分状況を参考に記載しております。本当は、先程近藤委員もおっしゃったように、違反している人達をもっと分析できたら効果的に検討できますが、実際の過料徴収の場面では払ってもらえるかどうかで、限られた時間の中で過料徴収をしているので、分析できる情報には少し限りがありますが、私達が把握している令和4年11月末までのものを記載しています。

具体的には、環境局では、毎日、2～3班体制で巡回指導を行っており、大阪市の禁止地区を順番に回っております。

次のページに、その違反者の分析を記載しています。

参考に、右上に書いているのが大阪市の昼間間人口の比率です。昼間に市内を移動しているような層としては、20代、30代、40代、50代がそれぞれほぼ均等に、大体20%程いらっちゃって、ご高齢の方はちょっと少なくなるような状況ですが、これを比較したときに、男女比を書いています。男女比は52対48というこ

となので、50%位ですが、左の2つの円グラフに書いているのが、違反者の内訳で
ございます。

性別で見ると、女性の喫煙率は低いというのがありますが、それを鑑みても、男性
の違反者が多い状況でございます。真ん中の年代別でいいますと、先程見ましたとお
り、喫煙率の20代はかなり低いはずですが、違反者に占める割合はかなり大きいも
のがございまして、30代も昼間人口の分布と比較しても少し多いのかなというよう
な状況でして、昼間人口と比較しても喫煙率が低いにもかかわらず、20代の方は違
反される率が高いのかなという状況です。その層に向けて働きかけが必要なのかな
と、見ているところです。

それに対して、次の10ページには、曜日別の処分件数がどれぐらいかである
か、違反内容がどんなものかというのを記載していますが、曜日に関しては、少しだ
け水曜日が上がっているんですけど、実は私たちの体制上の影響があります。水曜日
には三班体制の巡回が多いことがあって、それで若干増えているだけで、あまり違反
者の曜日による偏りはないのかなというのが私達の感覚です。一方、右側の違反内容
につきましては、立ち止まっての喫煙が50%ということですので、この方達が喫煙
しようとする時に、ちゃんと喫煙可能な場所へ促していくことができれば、条例違反
を未然に防止できたのではないかというのが、立ち止まりの喫煙の種類かなと考
えております。

それに対して、一方で歩行喫煙が、まだ25%もいらっしゃるというような状況で
すので、特に歩行喫煙は喫煙している間、後ろを歩く方達にずっと受動喫煙の影響が
ありますので、ここを何とか、きちんと対策を取りたいというものです。その他とし
ては、自転車で乗車しながらの喫煙であるとか、座り込んでの喫煙が、残りの4分
の1いるような状況でした。

事務局からの説明は、以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。それでは、今のデータも含めて、さらに
委員の皆さんからご意見、ご提案等ございましたら、よろしく申し上げます。いかが

でしょうか。

谷内委員お願いいたします。

○谷内委員 興味深い分析、ありがとうございます。女性の方が過料徴収で割合が少ないのは、おそらく女性の方が喫煙する姿を人に見られたくないですとか、吸う本数が単純に少ないということだと思います。女性が人に吸うのを見られたくないというのは、性別、ジェンダー的なところもありますが、社会全体が、今、割と喫煙者に向ける視線が厳しくなっていくので、それを男性の方も感じる方が増えていくので、外で吸う方が減る可能性はあるのかなとちょっと思いました。

立ち止まりの方が50%を占めるというところも、書いておられるとおり、吸える場所が、喫煙所がきちんとあれば、もう路上では吸わないようになるという可能性を示していますので、きちんと情報をお伝えして、整備を進めていくことが重要というのを示しているかなとも思います。

水曜日に二班ではなくて三班体制で巡回していることで、人数、過料徴収する人が多いとのことですが、三班になったとしても1.5倍件数が増えるというわけでもないで、たくさんの方が巡回すればそれだけたくさん見つかるというわけではなくて、有効な回り方というのがあるのだろうなと思いました。詳しく分かりませんが、そういう有効な巡回方法というの、今後、全市で拡大するときに考えていく必要があるのかなと思います。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。他の委員の皆さん、いかがですか。よろしいですか。近藤委員もよろしいですか。小谷委員もよろしいですか。

そうしましたら、この2つのデータも踏まえまして、次の4つ目の、前回もご意見がありました、各時期ごとに全面施行に向けての区別、メリハリの利いた広報周知活動ということで、大阪市の方で幾つかまとめて頂きましたので、それを基に、また委員の皆さんからご意見を戴ければと思います。4番の時期、ターゲット別の啓発方法の検討案についてということでよろしくお願いいたします。

○木村まち美化担当課長　　そうしましたら、11ページからご説明させていただきます。

前回、ターゲットを絞って、どのタイミングで、どこに、どういう目的で啓発していくのが有効なのかという観点で取りまとめた方が整理できるのではないかというご意見を戴きまして、それを踏まえて整理を行ったものです。まずは(1)条例改正前ということで、今やっている取組と、これからできることということで記載しております。

まずは、先程もありましたが、苦情に対する個別対応というのが①番で記載しているところでございまして、2点目がたばこ市民マナー向上エリアに対してどういった取組をしているかという、具体的に商店街であるとか、そういった所に啓発周知しておりますので、そちらを記載させて頂いております。

現行の禁止地区につきましては、通行者の方をきちんと喫煙所に促していくということが重要ですので、喫煙所付近で喫煙をしている方を喫煙所に誘導していくということが、先程の喫煙所の場所の周知も一緒になるとは思いますが、こちらを目的として、きちんとご案内をしていきたいと考えておりまして、先程の裁判の関係もございまして、違反者の過失ということもございまして、路面シールなどできちんと禁止されていることをしっかりと周知を進めていくものでございまして。これに④番が、ポイントポイントでやっているイベント啓発についてですが、今年も成人式等のイベントが大阪市で実施されています。大阪市はアンケートを取った上で、この週末に二十歳を対象として各区成人式等のイベントを実施していますが、やはり喫煙できる年齢の入口になりますので、喫煙者、非喫煙者の両方に取組を周知したいと考えて、ちらしをお配りし、新成人の方達に路上喫煙対策と具体的な禁止地区の場所を案内しております。

⑤番が学校での啓発ということで、小中学生に向けて大阪市では、環境学習のための冊子を作っておりますので、その中に大阪市の路上喫煙禁止の取組のご案内をしております。

⑥番としましては、市内外への発信ということで、今も行っているY o u T u b eへの動画の配信についてですが、今の動画は、なかなか視聴回数が伸びてないので、また、今年度末から来年度に向けて新たな動画を作る想定もしてまして、引き続き、大阪市に来られる方等に情報を見て頂いて、路上喫煙の全域禁止に向けた取組をしていることを知って頂けるような、発信できる素材を作っていけたらと考えております。

続きまして、その他として、これから喫煙所の助成制度の活用もですが、そういった各団体への働きかけをしっかりと進めていく必要があると考えておりまして、たばこ市民マナー向上エリア団体を増やしていくというのも有効な対策だと考えてますので、これから各種地域のために取り組まれている団体に対し、協力依頼を行っていったらと考えております。

あとは、これから喫煙所を多く作っていきますので、喫煙所を作ることに關しては吸わない方にもご理解を求めないといけない部分もございまして、喫煙所を整備する場所の周辺については、これからマナーを守ってもらうための喫煙所を作っていくことの理解、協力の要請を進めていきたいと考えております。

あとは、先程ありましたような公開空地の取組等を、これから考えていきたいと思っております。

続きまして、13ページが、条例改正から施行前までの集中的な取組ですが、先程の条例改正までの取組については、引き続き継続実施をした上で、さらに⑧番から⑪番までの取組を条例改正までにしていきたいと考えております。

1つ目が、先程の、喫煙所をそれぞれ整備する場所について、大阪市全体の取組の広告塔にもなりますので、そういった設置する現場に掲示板みたいな形で、大阪市は全体として、2025年1月に全域禁止に向けて受動喫煙防止の観点からも進めていくことの周知をそれぞれしっかりと進めて、その周辺の喫煙者の方をきちんと喫煙所に誘導していくという取組を、地道に一つ一つ進めていきたいと考えております。

⑨番としましては、現行の禁止地区以外の駅周辺が、やはり人の流れが多い所です

ので、そういった場所には通行者に向けて喫煙者も非喫煙者の方も、全体的な大阪市全体としての取組をしていただくとともに、喫煙者の方に対しては事前周知となりますので、禁止地区を拡大していくことをしっかりと浸透させていきたいと考えております。

市内全域の禁止についても、同様に全体的な周知を進める必要がございますので、この辺りはちょっと巡回車のアナウンス等を使ってできたらと考えております。

⑪番の所には、先程もありましたとおり、万博との連携した取組でもございますので、万博関連のイベント等の際に、路上喫煙の禁止の取組も一緒に知って頂けるように、周知を進めていきたいと考えております。できれば、物として持って帰ってもらったほうが、それを他の方にも見せて、知っていただく機会も増えるかと思っておりますので、ティッシュ等の配布で周知できたらと考えております。

続きまして、(3)番としまして、条例の施行時の周知でございます。こちらにつきましては、先程までの取組は、基本的には継続して取組みながらも、(1)番の現行の禁止地区だけの取組というのはもう無くなりますので、それ以外のものは継続実施をしていく予定でございます。具体的には、過料徴収を開始しますので、それを喫煙所の整備周辺エリアでは特にしっかりと、堂島公園で行ったように啓発指導の強化をして、喫煙所からはみ出た喫煙をしないように、働きかけをしていきたいという部分でございます。それ以外には、街頭イベント等を大きく、先程の吸い殻の着ぐるみを着た周知ではないですが、令和7年1月からもう変わりましたよということが、はっきりと理解して頂けるような形で、報道にも取り上げてもらえるような形でできたらと考えております。

⑬番としては、大阪市内で一斉清掃活動のイベントを実施しておりますので、特に大阪マラソンの時期に連動して、2月に一斉清掃の取組を実施をしているところで、その時期が丁度全域禁止の時期と概ね近い時期になりますので、令和7年2月の一斉清掃のイベントの時には、大々的に参加者の方に対しても、他の方達にも知って頂けるような取組周知をできたらと考えております。

⑭番としては、こちらは必要があれば、お金もかけてと思っているところですが、鉄道周辺等人通りの多い所でデジタルサイネージ等も使って一斉に、いつから禁止になりましたということを、しっかり皆さんに知って頂くような取組をしたいと考えております。

15ページに、そういった時系列での取組を分かるような形で、矢印で、時系列で、将来に向けてこう進めていくというものを、今やっているものから徐々に膨らませて、集中的な取組をしていくということが分かるように取りまとめております。

16ページは、この間、ある関係団体さんにも喫煙所の整備等についてご協力いただくに当たって、喫煙対策というのがそれぞれ社会貢献にも繋がることを、しっかり発信していった方が良さだろうという意見も戴いていましたので、SDGsの達成にも貢献していくということを記載したものと、あとは万博の開催理念が左の下になりますが、「いのち輝く未来社会のデザイン」ですので、それと連動して喫煙しない方の健康を守るための取組にも繋がることを示しながら、皆さんにご協力を求めていけたらと考えております。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございました。

それでは、今整理してご報告は頂きましたが、各委員の皆様から、それぞれのピリオドごとでも、全体でも結構ですので、ご指摘、ご意見戴ければと思います。

山内委員お願いします。

○山内委員　ありがとうございました。

啓発ということについて、1番目の議題でも出てきましたように、イベントを通じたの周知ということで、大阪市民、私も含め、そういったイベントとか好きですので、有効ではあるかなと考えています。市内のイベントといえば、今の大阪市長さんが、よく吉本興業の芸人さんなんかと一緒に出てこられたりすることがありますけども、全面禁煙というのは大阪市長の声かけで始まったものと理解されていますので、政界引退とかいう声もお聞きしていますけど、ぜひ、それまでに、大衆的人気がある

方だと理解されていますので、市長自ら、市長ご自身もそれなりに喫煙者だと聞いていますので、市長自ら広報して頂くということも、一委員として、それから一市民として、ぜひお願いしたいと考えております。

以上です。

○青木委員長　　ありがとうございました。どうぞ。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。そういう市長の発信力を上手に使いたいところもありますが、一方タイミング的に選挙があつて、その辺りもあり、あまり政治的な主張に取られるようなものが発信できないところもあつて、どこまでできるかというところは少し慎重な検討が必要になってきますが、各局ではなくて、全市、市長発信で、市全体で一丸となつて取り組んでいるということ、団体に対してもそうですし、市民の皆さんに知っていただけるような広報を考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員　　現実的には、いろいろ調整が必要だと思ひますが、よろしくお願ひします。

また、選挙が終わりましても、どなたかが今の市長を引き継がれてやるわけですから、ボトムアップ的なこともやつていく一方で、大阪市長にリーダーシップを發揮して、トップダウン的な広報をして頂ければと思ひております。

○青木委員長　　ぜひ、市長、率先しての宣伝活動をご検討お願ひしたいと思ひます。

その他いかがですか。

佐々木委員お願ひいたします。

○佐々木委員　　協力団体の件ですけれども、ここに地域活動協議会とか、商店街とかいろいろありますが、今度の大阪マラソンに備えての道路掃除の依頼とかも、私達、地域女性会にも回つてきていますが、あのようにならび大阪市全体で、いろいろとその会合や会報紙がありますので、そういうような所に、この件を載せられたらいいのではないかなと思ひます。徹底されてその説明がありますので、地域で。それをまた

各団体からその下の団体へと、部分的にまた小分けして、また話が下りていきますので、それが案外有効になるのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○木村まち美化担当課長　ありがとうございます。確かに前も地域女性会さんと一緒に清掃活動をさせて頂いたときに、その取組を写真で女性会の会報にも掲載して頂き、ありがとうございます。

実際、確かに各地域の団体の構成員の方達は、1役だけではなくて、いろいろ役割を地域で担われていることが多いので、やはり発信力がある、情報も集まる方達への情報周知となりますので、確かに広報紙等に載せて頂くことができれば、それがそれぞれの会の団体にも情報が繋がっていくこととなりますので、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木委員　ぜひ、して頂けたら良いかなと思います。よろしく願いいたします。

○青木委員長　ありがとうございます。それ以外の委員の皆様、よろしく願います。

では、玉川委員お願いいたします。

○玉川委員　ターゲット別に分けて頂いて、非常に分かり易くなったと思います。ありがとうございます。

学校等での啓発というところで、ターゲットが小中学生となっていますが、先程近藤委員からも少しご発言ございましたように、将来的なことを見据えると、小中学生をターゲットにするのは、小中学生やそのご父兄の方にも知っていただくというターゲットとしてはいいと思いますが、やはり、より喫煙者に近いとなりますと、例えば高校、大学生とか、あと専門学校とか、そういったところの生徒さんというのも、1つターゲットになるのかなと思います。おそらく大阪市さんの、直接的に教育委員会として繋がっておられるのも小中学生ということで、小中学生を挙げておられるのかもしれませんが、学生さんって意味では、もう少し高年齢層もターゲットとしてあり得るのではないかなというふうに思いました。

あと、市内外への発信というところにつきましては、大阪市が独自でY o u T u b eを作られてやられるのももちろんだというふうに思いますけれども、今般、前回の委員会から今回委員会までの間に多くの報道がなされて、それでもかなり周知が上がっているというふうに思いますので、プレスリリースということも節目節目で活用されると、より報道機関の皆様のご協力も得ながら、そういう意味では費用的には広告ではないし、より信頼性の高い情報として報道機関で扱っていただけるのではないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○青木委員長 高校生、大学生等はいかがでしょうか。ターゲットはですね。

○木村まち美化担当課長 そうですね。確かに、先程の20代の違反件数の多さを見ると、最初の入り口のところで、マナーを守った喫煙というのをご理解いただくことが重要かと思っておりますので、その入口に近い方たちにもなりますので、若い方達に繋がるような情報周知、考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長 谷内委員お願いいたします。

○谷内委員 玉川委員がおっしゃった、高校、大学、専門学校生への取組、非常に重要だなと思っております。小中学生と違いまして、高校、大学、専門学校生は、どちらかというところ協力してもらう立場といいますか、PRをどうしたらいいかという、一緒に考えてもらうとか、どうしたら路上喫煙を減らせるのかなど、そういった対策自体を一緒に考えてもらう、提案してもらう、PRの媒体と一緒に作る等、協力者として連携していく取組というのを考えたらどうだろうと思いました。

○青木委員長 ありがとうございます。そういう高校、大学等のクラブ等も含めて、コラボレーションとかも含めてですかね。ぜひ、それをご検討いただきたいと思います。

大阪市内に会社を持つ企業さんの、新入社員のいろんな研修とかガイダンスとか、そういう時に、大阪市内で働かれる皆さんへと言って、何か啓発をして頂くというものもあるかもしれないなと思ひまして、商工会議所等団体さんともちょっとお話頂ければ

なども思いました。

その他いかがですか。

令和4年、5年のところの、11、12ページにあるところのちらしですけど、これを今後、今使っている、今後使うというちらしになるわけですか。

○木村まち美化担当課長　そうですね。今ある取組の延長線上なのですが、こちらが市民マナーエリア団体さんに各地域で貼って頂いたり、あとは苦情があったところにお渡ししたりする時に使っているものですが、今回、25年1月から全域禁止にするということがまだ知られてないということで、前回の委員会でもご意見戴いていましたので、帯で分かりやすいキャッチフレーズをとということで、2025年1月から市内全域路上喫煙禁止へと禁煙のマークを入れた形で入れて、これで今から周知を進めようかと思っています。

他にも、これまでやっている取組で、ティッシュやポスター、その他にも例年作っているようなものにも、25年1月の全域路上喫煙禁止の取組の記載を加える形で、少しずつじわじわ周知していけたらと思っています。

○青木委員長　ありがとうございます。ぜひこの部分を目立つようにして、こういう文言で使えるのであれば、もう条例制定前からどんどん目立つようにしていただければなというふうに思っていました。

その他の委員の皆さん。

玉川委員お願いします。

○玉川委員　12ページに出しておられるこのポスターを、今も使っておられるということ、今後も使っていかれるということ、今ちょっとお聞きしたので、それであればということですが、この英語表示が、それぞれ緑のところには出ているんですけども、肝心の全面喫煙ですよというところについては英語表示が出ていないといえますか、このマークで分かるのかもしれませんが、そこが、この緑のところの、いいのか悪いのかというところが、はっきりしないというところもあるかもしれませんし、先程外国の方に向けた周知というお話もありましたので、少し何か英

語表記も、太字のところに入れていただいてもいいのかなと思いました。

○青木委員長　ありがとうございます。その他いかがですか。

近藤委員よろしく申し上げます。

○近藤委員　15ページに、ターゲット別で、喫煙者、通行人といろいろ分けて頂いて、その時期の一覧表で頂いていますが、先程も申しましたが、一体どれだけのお金と人員が割けるのかという、そういうのがちょっとよく分からないので、何とも言いようがないのですが、概括ですけれども、大阪万博のためにこうしようという感じがあんまり分かりにくいといえますか。

なぜかという、やっぱり外国人観光客に対応してどうするかというところが、この表の中では観光客等となっているだけなので、外国人、万博を見に来られる外国の方向けにというためにどうするというのを、もうちょっとクリアにした方が良いのではないかなという印象を持ちました。

○青木委員長　ありがとうございました。1番でも、外国人向けの政策をもう少し具体化というご意見もありましたので、おそらくここも、今、近藤委員からあったようなご意見で、別立てでインバウンド対策というのを各時期ごとに考えて頂ければというふうに思いましたので、またご検討よろしくお願ひしたいと思います。

いかがですか、他にご意見よろしいですか。小谷委員もよろしいですかね。

○小谷委員　ありがとうございます。先程も質問させて頂いたように、外国人の方向けの、やっぱり周知というところが非常に気になっておりまして、京都市等は結構外国人の方に向けた政策というところで、ご経験もあるように聞いておりますので、その辺り情報交換して頂いて、とにかく大阪は、やはり万博と合わせてというところが大きな特徴になるかと思えますし、これをスムーズにやり遂げるというところが大きな課題かなと思えますので、有効な施策を掲げて頂きまして、ぜひ成功させるように取り組んで頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

○青木委員長　ありがとうございます。ぜひその点を、更に深めていただく計画にして頂ければと思います。

そうしましたら、大体ご意見としては出たということによろしいでしょうか。

今日は特に何か意見をまとめるという会ではありませんが、前回、そして今回と出して頂きました、周知啓発に関する大阪としての特性を活した計画、取組ということで、今日までのところを踏まえて、また事務局の方で展開についてまとめて頂きたいと思います。

本日はいろいろ、多方面にわたってご議論、ご意見を戴きましたので、大変参考になるご意見を戴いたというふうに思っております。

それ以外にこの際、今日の時点でちょっと質問があるとか、この点意見があるということがあれば、また委員の皆さんからお出し頂ければと思いますが、よろしいですか。何か気になっている点とかございませんか。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、議事の本体につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

では、事務局の方にお返しいたします。

○楠本課長代理（司会）　　本日は青木委員長を始め、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第43回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉会　午前11時45分